

**【表紙】**

**【提出書類】** 臨時報告書の訂正報告書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 2021年6月28日

**【会社名】** K Y B 株式会社

**【英訳名】** KYB Corporation

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長執行役員 大野 雅生

**【本店の所在の場所】** 東京都港区浜松町二丁目4番1号

**【電話番号】** 03(3435)3511(代表)

**【事務連絡者氏名】** 経理本部経理部長 森 竜雄

**【最寄りの連絡場所】** 東京都港区浜松町二丁目4番1号

**【電話番号】** 03(3435)3584

**【事務連絡者氏名】** 経理本部経理部長 森 竜雄

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、2021年5月13日開催の当社取締役会において、第三者割当の方法によりA種優先株式を発行すること（以下「本第三者割当」といいます。）を決議し、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第2号の規定に基づき、2021年5月13日付で臨時報告書を提出しておりますが、2021年6月25日開催の当社定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）において、（ ）本第三者割当、（ ）A種優先株式に関する規定の新設等に係る定款の一部変更を行うこと、及び（ ）本第三者割当に係る払込みの日を効力発生日として、資本準備金の額を減少することに係る各議案の承認が得られましたので、これらに関する事項を訂正するため、金融商品取引法第24条の5第5項において準用する同法第7条第1項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

(14) 第三者割当の場合の特記事項

発行条件に関する事項

(15) その他

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_を付して表示しております。

(14) 第三者割当の場合の特記事項

(訂正前)

発行条件に関する事項

(a) 払込金額の算定根拠

(前略)

当社は、当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関である赤坂国際会計による本種類株式報告書における上記算定結果を考慮した上で、割当予定先との間で慎重に交渉・協議を重ねて、A種優先株式の払込金額を決定いたしました。A種優先株式の払込金額は、赤坂国際会計が算定した株式価値のレンジの範囲内となっており、当社としては、会社法上、A種優先株式の払込金額（1株当たり100,000,000円）が割当予定先に特に有利な金額に該当しないと考えております。しかしながら、客観的な市場価値のない優先株式の公正な価値については、その計算が非常に高度かつ複雑であり、その価値評価については様々な見解があり得ること等から、株主の皆様の意思も確認することが適切であると考え、念のため、本株主総会での会社法第199条第2項に基づく有利発行に係る株主総会の特別決議による承認を得ることを条件としてA種優先株式を発行することといたしました。

(訂正後)

発行条件に関する事項

(a) 払込金額の算定根拠

(前略)

当社は、当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関である赤坂国際会計による本種類株式報告書における上記算定結果を考慮した上で、割当予定先との間で慎重に交渉・協議を重ねて、A種優先株式の払込金額を決定いたしました。A種優先株式の払込金額は、赤坂国際会計が算定した株式価値のレンジの範囲内となっており、当社としては、会社法上、A種優先株式の払込金額（1株当たり100,000,000円）が割当予定先に特に有利な金額に該当しないと考えております。しかしながら、客観的な市場価値のない優先株式の公正な価値については、その計算が非常に高度かつ複雑であり、その価値評価については様々な見解があり得ること等から、株主の皆様の意思も確認することが適切であると考え、念のため、本株主総会での会社法第199条第2項に基づく有利発行に係る株主総会の特別決議による承認を得ることを条件としてA種優先株式を発行することとしておりましたが、本株主総会においてかかる承認を得ております。

(15) その他

(訂正前)

(前略)

割当予定先による本第三者割当に係る払込みは、本株主総会において、本定款変更及び本第三者割当の承認が得られることを条件としています。

(訂正後)

(前略)

割当予定先による本第三者割当に係る払込みは、本株主総会において、本定款変更及び本第三者割当の承認が得られることを条件としてありましたが、本株主総会においてかかる承認を得ております。